

長岡市長 様

長岡市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（就職時移転費用支援金）

長岡市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用 ^{※1}

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（長岡市）に元からある（移動させていない）※ ²	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※ ²	

※² 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※³

別紙1「地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、長岡市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない

※³ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援事業補助金の支給対象となりません。

添付書類

- 写真付き本人確認書類の写し
- 卒業・修了証明書（卒業・終了日から就業開始が1年以内のもの）
- 移住にかかる経費の領収書
- 就業先企業からの証明書（新規採用、内定日、対象経費の支給有無等）
- 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）
- 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

地方就職学生支援事業支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び長岡市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、長岡市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
支援金の申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
支援金の申請から1年以内に長岡市に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に長岡市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
 - (5) 長岡市への転入日から3年未満に長岡市から転出した場合：全額
 - (6) 長岡市への転入日から3年以上5年以内に長岡市から転出した場合：半額

第3号様式 別紙2

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

長岡市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、長岡市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。